



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

- 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

公文書等の管理に関する法律施行令
（平成二十二年政令第二百五十号）第
十三条の規定に基づき、平成二十三年

本号で公表された

本号で公表された 法令のあらまし

- 200

(1) この法律は、一部の規定を除き、令和七年十二月三十日から施行する。

(2) 撃発油税及び地方撃発油税の税率の特例の
十二月三十一日から施行する。(附則第一条第三項)

廃止に伴う経過措置
一定の揮発油税の税率の特例の廃止時に所持する一定の揮発油について、所定の手続に基づき、税率の差額分を控除・償付する経過措置を講じる。

(3) 増上を踏まえた資源引取税の税率の特例に異する。(附則第二条、第三条関係)

例について、財源の確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金の取扱い等の軽油引取院に特有の実務

上の課題に適切に対応した上で、軽油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金に代えて、令和八年四月一日に廃止するもの

(4) 安定財源の確保の方針
とし、このために必要な措置を講ずるものとする。(附則第五条関係)

国は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止並びに3)の措置による軽油引取税率の特例の廃止のための安定財源の確保

については、次の方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。(附則第六条関係)
イ 徹底した歳出の見直し等の努力による財

官序事項

官厅報告

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年人事院公示第六号

の一部改正に關し、決定した件
(人事院公示二二)

法 律

□ 重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おおむね一年を目途に結論を得ること。

ハ 地方の安定財源の確保については、以及び口の税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応すること。

◇租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第四百一号)(財務省)

第1 租税特別措置法施行令の一部改正

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴い、所要の規定

一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。(第一条関係)

第2 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴い、所要の規定一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。(第二条関係)

第3 施行期日

この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

◇電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第四百二号)(総務省)

電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(政令第四百三号)(こども家庭庁)

1 経過措置

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第一条の規定(同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る)による改正後の子ども・子育て支援法(以下「新法」という。)第五十四条の三において準用する新法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日(その日より前に新法第五十四条の三において準用する新法第四十六条第二項の条例が制定された市町村(特別区を含む。)にあっては、同日以前の当該条例で定める日)までの間は、同条第二項の条例で定められた基準とみなす。(第五条関係)

2 その他所要の改正

その他の所要の改正を行ふ。

3 施行期日

この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

改訂

◇知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第四百四号)(厚生労働省)

1 やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難である知的障害者に対する、市町村が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労選択支援の提供等を行うに当たっての基準を定める。(本則関係)

2 この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

第三十一条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

第一條

第一條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のよう改める。

第三十一条及び第四十四条 削除

改訂

◇揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

1 この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定

2 公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)

3 前項に定める場合のほか、揮発油の製造者は、第一項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、揮発油税超過額を記載した申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

4 第一項の規定に基づき期限内申告書に揮発油税法第十条第一項第九号に掲げる不足額が記載されることとなつたとき又は前二項の規定に基づき揮発油税超過額が記載された申告書が提出されたときは、それぞれ、当該不足額又は当該揮発油税超過額に相当する金額を還付する。

第一項又は前項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る揮発油税法第十条の規定による申告書又は第三項の規定による申告書に、控除対象揮発油について貯蔵場所ごとに作成した当該控除対象揮発油の数量その他の政令で定める事項を記載した

書類を添付しなければならない。
揮発油税法第十七条第八項の規定は、第四項の規定による還付金について準用する。この場合において、同条第八項中「第三項又は第四項」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災

者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第四項」と、同項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第十条第二項又は租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第三項」と読み替えるものとする。

7 地方揮発油税法（昭和三十年法律第二百四号）第六条の規定は、第一項又は第四項の規定による控除又は還付が行われる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油税法第十七条第一項から第四項までの規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額告くばその不足額の置付」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等による国税

者しきはその不足額の追付」とあるのは「種別特別割引法で更に不買引の初回料等に係る目利
関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項又は第四項の規定による
控除又は還付」と、同条第二項中「三百八十七分の四十四」とあるのは「三百五十一分の八」と、「三
百八十七分の二百四十三」とあるのは「三百五十一分の二百四十三」と、同条第三項中「渾油免税

法第十七條第五項及び第八項」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第五項及び第六項」と読み替えるものとする。

8 地方揮発油税法第十三条の規定は、前項において読み替えて準用する同法第九条の規定及び第四项の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額について準用する。この場合において、同法第十三条第一項中「第九条及び揮発油税法第十七条」とあるのは「租税特別措置法及び東日本

大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第七項において読み替えて準用する第九条及び同法附則第二条第四項」と、「二百八十七分の四十四」とあるのは「三百五十一分の八」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「三百五十一分の二

9 百四十三】と読み替えるものとする。

揮発油を保税地域から引き取る揮発油の販売業者が、その本店又は主たる事務所の所在地のうち一の場所につき、施行日以後一月以内に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたとき

は、施行日前に保税地域から引き取られた控除対象揮発油については、当該揮発油の販売業者を揮発油の製造者と、当該承認を受けた場所を揮発油の製造場とみなして、この条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

10 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所に一き拵発油料及び地方拵発油料の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

11 控除対象揮発油につき、第一項又は第四項の規定による控除又は還付を受けた場合における揮発油税法第十七条又は災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

六 期限内申告書 施行日から起算して三月を経過する日の属する月の末日までに提出される揮発油税法第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出されるものに限る。）をい

う。

七 第六号揮発油税額 挥発油税法第十条第一項第六号に掲げる揮発油税額をいう。

八 第七号揮発油税額 挥発油税法第十条第一項第七号に掲げる揮発油税額をいう。

九 偽りその他不正の行為により前条第四項の規定又は同条第七項において読み替えて準用する

地方揮発油税法第九条第一項の規定による還付を受けようとしたときは、その違反行為を

した者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の

罰金は、百万円を超えた該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

十一 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その行為者を罰するほか、その法人又は人の業務又

は財産に関する第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し

て同項の罰金刑を科する。

十二 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間

は、同項の罪についての時効の期間による。

（政令への委任）

第十四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえた軽油引取税の税率の特例に関する措

置）

第五条 国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率（第一条の規定による改正前の租税特別措

置法の規定に基づく揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。以下同

じ。）の廃止を踏まえ、軽油引取税の当分の間税率（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

附則の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。以下同じ。）について、

財源の確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金（運輸事業の振

興の助成に関する法律（平成二十三年法律第一百一号）第二条第一項に規定する運輸事業振興助成

交付金をいう。）の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、軽油の卸売価

格の抑制を目的として国が交付する補助金に代えて、令和八年四月一日に廃止するものとし、この

ために必要な措置を講ずるものとする。

（安定財源の確保の方針）

第六条 国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに前条の措置による軽油引取税

の当分の間税率の廃止のための安定財源の確保については、次に掲げる方針に基づき検討を行い、

結論を得るものとする。

一 徹底した歳出の見直し等の努力による財源の確保を前提としつつ、国際競争力の確保、実質質

金の動向等を見極めながら、法人税関係特別措置（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する

法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第二号に規定する法人税関係特別措置をいう。）の

見直し、極めて高い所得に対する負担の見直し等の税制措置を検討し、令和七年末までに結論を

得ること。

二 道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の

量の削減等に関する目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引

き続き検討し、この法律の公布後おおむね一年を目途に結論を得ること。

三 地方の安定財源の確保については、前二号の税制措置による地方の增收額を活用するほか、具

体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの

間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応すること。

租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに
公布する。

内閣は、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項から

第三項まで、第五項及び第九項並びに第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のよう改める。

第二条 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のよう改める。

第三条 附則第三項を次のよう改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第一条 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を改正する。

第二条 第二条第十一号中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条第十一項において準用する場合を含む。」を削り、同条第十五号中「第三十七条の十三第十一項」を「昭和三十二年法律第二十六号」第三十七条の十三第十一項に改め、「第八十九条第七項」を削る。

第三条 第四条の二第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「千分の四百十六」とあるのは、「千分の四百九十一」とする。

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 令和七年十二月三十一日前に揮発油（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の五に規定する揮発油をいう。以下この項及び附則第四条第二項第二号において同じ。）の製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取られた揮発油に係る令和七年度に所属する揮発油税及び地方揮発油税に係る受入金又は支払金については、なお従前の例による。

（揮発油税超過額の算定方法等）

第三条 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により控除すべき揮発油税超過額（同条第十二項第五号に規定する揮発油税超過額をいう。以下この項、次条及び附則第五条第一項第七号において同じ。）又は改正法附則第二条第四項の規定により還付すべき揮発油税超過額に相当する金額は、附則第五条第一項第六号に掲げる合計数に該当する。

第五号イ(1)及び(2)に掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した金額とする。

改正法附則第二条第一項の規定により期限内申告書（同条第十二項第六号に規定する期限内申告書をいう。以下この項において同じ。）に揮発油税超過額を記載する者は、当該期限内申告書に同条第一項又は第四項の規定による控除又は還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

政
令

御名
御璽
令和七年十二月五日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正
財務大臣 高市 早苗
内閣総理大臣 片山さつき

(還付のための申告)

第四条 改正法附則第二条第三項の規定により揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十条第二項の規定による申告書に揮発油税超過額を記載する者は、当該申告書に改正法附則第二条第四項の規定による還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

2 改正法附則第二条第三項の規定による申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の住所、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十六項に規定する法人番号をいう。附則第六条第一項第一号において同じ。)

二 挥発油の製造場の所在地及び名称

三 挥発油税超過額その他当該還付に関し参考となるべき事項

(控除対象揮発油に関する書類の記載事項)

第五条 改正法附則第二条第五項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 控除対象揮発油(改正法附則第二条第十二項第四号に規定する控除対象揮発油をいう。次号において同じ。)の貯蔵場所の所在地及び名称

二 控除対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量

イ 租税特別措置法第八十八条の第七項に規定するバイオエタノール等揮発油

ロ イに掲げるもの以外の控除対象揮発油

三 租税特別措置法第八十八条の第七項のエタノールの数量に相当する数量として前号イの数量

四 に財務省令で定める数値を乗じて得た数量

五 第二号イの数量から前号の数量に百分の一・三五を乗じて得た数量

六 第二号イの数量から第三号及び第四号の数量を控除した数量並びに第二号ロの数量から前号の数量を控除した数量の合計数量

七 前号の合計数量により算定した揮発油税超過額

2 前項の規定は、改正法附則第二条第七項において読み替えて準用する地方揮発油税法(昭和三十一年法律第四号)第九条第三項の規定により改正法附則第二条第五項の規定が準用される場合における地方揮発油税に係る申告書に添付すべき書類について準用する。

(輸入揮発油に係る承認の申請)

第六条 改正法附則第二条第九項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の住所、名称及び法人番号

二 承認を受けようとする場所の所在地及び名称

(揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令の適用の特例)

2 国税庁長官は、改正法附則第二条第九項の承認をする場合にはその旨を、同項の承認を与えない場合にはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

(財務省令への委任)

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、改正法附則第二条及び第三条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用の特例)

2 改正法附則第二条第四項の規定による還付金及び同条第七項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定については、同令第二条第十一号に掲げる還付金とみなす。

附則第二条の規定にかかわらず、前項の場合における国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の一の規定の適用については、同条第一項中「資金への受入金又は資金からする支払金」とあるのは「資金からする支払金」と、同条第二項中「受入金又は支払金」とあるのは「支払金」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と、「二百八十七分の四十四」とあるのは「三百五十一分の八」とする。

(地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

2 第十条 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第十条第一項中「(次項において「新資金令」という。)」を削り、同条第二項中「係る新資金令」を「係る国税収納金整理資金に関する法律施行令」に、「新資金令の」を「同令の」に改め、同項の表中「の表第四条の二第六項の項」を削る。

(地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十一条 地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第一百号)の一部を次のよう

に改正する。

(第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の表第四条の「第二項の項の改正規定を削る。」

第十一条 地方揮発油税法施行令等の一部を改正する法律施行令附則第三項の表第四条の「第二項の項の改正規定を削る。」

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の表第四条の「第二項の項の改正規定を削る。」

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月五日

政令第四百二号
電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣 林 芳正
内閣総理大臣 高市 早苗

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百三号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「一第六条」に改める。

第四条中「限る」の下に「次条において同じ」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についての経過措置）

第五条 改正法第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法第五十四条の三において準用する同法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、第五号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第二項の条例が制定された市町村（特別区を含む。）にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同条第二項の条例で定められた基準とみなす。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗

知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百四号

知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令
内閣は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「自立訓練」の下に「同条第十三項に規定する就労選択支援」を加える。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 上野 賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗

令和七年十二月五日

省

令

○財務省令第六十八号

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）及び租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百一号）の施行に伴い、並びに同令附則第五条第一項第三号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月五日

財務大臣 片山さつき

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。
第三十七条の六第四項第五号イ中「以下第三十七条の十まで」を「イに」に改め、同号口の中「以下第三十七条の十までに」を「口に」に改める。

第三十七条の八から第三十七条の十一までを削る。

附 則

（施行期日）
この省令は、令和七年十二月三十日から施行する。

（控除対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出）

2
租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項第三号に規定する財務省令で定める数値は、同項第二号イに掲げる控除対象揮発油（租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第十二項第四号に規定する控除対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の一・九とする。

一 バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノール（それぞれ租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の七第一項第一号又は第二号に規定するバイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールをいう。）が混和されたもの 挥発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十条第九項に規定する数値

二 エチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テル（租税特別措置法第八十八条の七第一項第三号に規定するエチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テルをいう。以下この号において同じ。）が混和されたもの 挥発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

そ の 他 告 示

○農林水産省告示第千八百四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」といふ。）についてに対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 (単位：トン)	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 (単位：トン)
都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
三重県	19,400
（略）	（略）
三　（略）	三　（略）
第四～第九　（略）	第四～第九　（略）

○農林水産省告示第千八百四十六号

農業取締法（昭和11年法律第81号）第11条第9項の規定により、令和7年11月11日付けをもつて次の農業を登録し、同法第13条の規定により公告する。

登録番号	農業の種類	農業の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24993	エトフェンプロック ス・ピメトロジン水和剤	プロセーバートレボン フロアブル	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 北興化学工業株式会社 代表取締役社長 佐野健一
24994	スピネトラム・トリフルメゾビリム・ジクロベンチアゾクス粒剤	ブーンクロノス箱粒剤	東京都台東区池之端一丁目4番26号 クミアイ化成工業株式会社 代表取締役社長 横山優

○国土交通省告示第千四十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和7年11月11日付けをもつて次のとおりに型式の変更を承認したので、同規則第11条の規定に基づき、告示する。
令和7年11月5日
国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5314号	航海用レーダー	J M R - 9225-6 X	日本無線株式会社	表示器の追加
第5315号	"	J M R - 9225-9 X	"	"
第5316号	"	J M R - 9230-S	"	"
第5318号	自動衝突予防援助装置	J A S - 9200	"	"
第5321号	航海用レーダー	J M R - 9230-S 3	"	"
第5322号	"	J M R - 9225-7 X 3	"	"
第5323号	"	J M R - 9225-9 X 3	"	"
第5345号	"	J M R - 9210-6 X	"	"
第5346号	"	J M R - 9272-S	"	"
第5537号	"	J M R - 5410-6 X	"	"
第5538号	"	J M R - 5410-6 X H	"	"
第5539号	"	J M R - 5425-6 X H	"	"
第5540号	"	J M R - 5425-7 X	"	"
第5541号	"	J M R - 5425-9 X	"	"
第5542号	"	J M R - 5430-S	"	"
第5543号	"	J M R - 5472-S	"	"
第5544号	自動物標追跡装置	J A S - 5400	"	"
第5738号	航海用レーダー	J M R - 9296-9 X	"	"
第5739号	"	J M R - 9296-6 X	"	"

○国土交通省告示第千四十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和7年11月11日付けをもつて次のとおりに型式の変更を承認したので、同規則第11条の規定に基づき、告示する。
令和7年11月5日
国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5309号	電子海図情報表示装置	J A N - 9201	日本無線株式会社	表示器の追加
第5532号	"	J A N - 9201 S	"	"

○国土交通省告示第十四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月五日 国土交通大臣 金子 恒之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1733	発砲プラスティック系床下地構造材を用いた床仕上げ構造に応じて評価する方法	8-1 重量床衝撃音対策	株式会社 積水化成品西部	福岡県福岡市中央区天神4丁目1番1号 第7明星ビル6階	令和7年11月14日

○国土交通省告示第十四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月五日 国土交通大臣 金子 恒之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1734	木造下地構造である乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	8-3 透過損失等級（界壁）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	令和7年11月14日

○国土交通省告示第十四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月五日 国土交通大臣 金子 恒之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1735	木造下地構造である乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	8-3 透過損失等級（界壁）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	令和7年11月14日

○国土交通省告示第十四十九号

次の信号符号を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年通商省令第114号）第十九条の規定により告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣 金子 恒之

信号符号 船舶名 年月日

7 K T L 144988 P R I M R O S E 7. 9. 5

A C E

J D 5577	144986	P R I M R O S E	7. 9. 5
J D 5584	144999	A C E	7. 9. 5
J D 5589	145003	第二十五日興丸	7. 9. 5
J D 5560	144963	かさまつ	7. 9. 5
J D 5566	144970	第六十三明神丸	7. 9. 8
J D 5597	145020	千歳丸	7. 9. 10
J D 5588	145002	豊春	7. 9. 12
J D 5566	144970	第二十七霧島丸	7. 9. 18
J D 5580	144993	颶	7. 9. 17
J D 5581	144994	一花	7. 9. 19
J D 5582	144970	第三十七霧島丸	7. 9. 22
J D 5583	144995	瑞和丸	7. 9. 22

7 K H U	143897	O N E M A R V E L	7. 9. 25	J J 3506	129168	セブンアイランド 愛	7. 9. 12
J D 5601	145025	みさき	7. 9. 25	J L 6629	136489	第五大神丸	7. 9. 12
7 K S T	144926	第三漁連丸	7. 9. 30	J L 6681	136540	第三鶴汐丸	7. 9. 17
7 K S Y	144952	SAKURA C R E S C E N T	7. 10. 1	J L 6630	136490	第七しようどしま丸	7. 9. 25
J D 5576	144985	天春	7. 10. 3	J P K Z	137101	うめさと	7. 9. 26
7 K Q Z	144764	ごとう	7. 10. 7	J K 5513	134809	力栄	7. 9. 26
J D 5556	144958	第二十五勝運丸	7. 10. 7	J M 6755	136877	ひびき	7. 9. 26
J D 5462	144816	天歐	7. 10. 9	J D 3253	141528	鐵隆丸	7. 9. 29
J D 5561	144964	げんぶ	7. 10. 9	J J 3812	132314	第七日興丸	7. 9. 29
7 K S Z	144953	P A D M A L E A D E R	7. 10. 10	J K 4586	127945	あさひ丸	7. 9. 29
J D 5585	145000	舞鶴	7. 10. 10	J M 6494	134638	第二十八ひなた丸	7. 9. 29
J D 5526	144906	輝光丸	7. 10. 17	J G 5424	135208	からたち	7. 10. 1
7 K T R	144996	W I S T E R I A A C E	7. 10. 21	J G 5366	135243	第五十八天王丸	7. 10. 3
J D 5608	145039	J F E 紫隆	7. 10. 21	J L 6661	136552	第二勢福丸	7. 10. 3
J D 5575	144984	にっぽう 5	7. 10. 23	J D 4843	135389	第五十八漁英丸	7. 10. 8
J D 5598	145021	若秀丸	7. 10. 23	J D 2254	140327	佑佳	7. 10. 9
J D 5611	145043	第三十八幸水丸	7. 10. 23	J K B O	130119	第三十八廣運丸	7. 10. 14
J D 5616	145048	清里丸	7. 10. 24	J P H B	136795	エルエヌジージャマル	7. 10. 21
7 K S A	144888	けやき	7. 10. 27	J D 2710	128567	千歳丸	7. 10. 28
J D 5591	145007	T O S A T S U R U	7. 10. 27	J H 3409	134410	第二十五徳栄丸	7. 10. 31
J D 5607	145035	松成丸	7. 10. 30	J L 6663	136554	竜海丸	7. 10. 31

○国土交通省告示第十五十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年通商省令第114号）第四十二条第二項の規定により告示する。

令和七年十二月五日 国土交通大臣 金子 恒之

船舶名 船番号 船名 船番号 船名

信号符号 船舶名 取消年月日 年月日

7 K T L 144988 P R I M R O S E 7. 9. 5 28194 14. 1. 7 129168 セブンアイランド 愛

J G 5498 135868 marumasa 5号 7. 9. 1 A141510076 26. 12. 1 142322 泉和丸

J G 5619 136984 明神丸 7. 9. 1 A191310034 1. 5. 31 143427 かもめ

J L 6603 136527 若貴丸 7. 9. 3 A241916003 6. 2. 28 141352 第三徳巣丸

○国土交通省告示第十五十二号

次の船舶国籍証書は無効となつたので、船舶法施行細則（明治三十二年通商省令第114号）第四十二条第二項の規定により告示する。

令和七年十二月五日 国土交通大臣 金子 恒之

船舶名 船番号 船名 船番号 船名

信号符号 船舶名 取消年月日 年月日

J D 4518 143451 第八十八興洋丸 7. 9. 10 A0819159 20. 3. 5 136394 第三十八金栄丸

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和七年十一月五日 外務大臣 浅木 敏充
次に掲げる者は、旅券法（昭和11六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第1号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和八年一月七日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成11六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります）、処分の取消しの訴えを提起することができる。取消しの訴えは、処分があつたことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

1. 氏名 山根 真一
出生年月日 昭和四十四年十一月二十二日生
住所 大阪府

11. 返納すべき旅券
旅券番号 T116431789
発行年月日 令和6年6月17日
旅券名義人 山根 真一

11. 返納すべき理由
当該旅券名義人は、令和七年七月十一日、大阪簡易裁判所裁判官から傷害事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和七年十一月十七日、警察庁から外務大臣にその旨通報があつたことから、旅券の交付後に、旅券法第二十三条第一項第1号に該当するに至つたものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずるに足りない場合となる旅券法第十九条第一項第1号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第4016号

盛岡市中央通1丁目2番3号

申立人 株式会社岩手銀行

本籍岩手県釜石市甲子町第一地割34番地、最後の住所岩手県釜石市野田町3丁目11番40号、死亡の場所岩手県釜石市、死亡年月日令和7年6月2日、出生の場所岩手県釜石市、出生年月日昭和39年3月17日、職業会社経営者

被相続人 亡野田 武彦

岩手県宮古市大通4丁目4-22宮古中央ビル2階法テラス宮古法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中野 泰義

催告期間満了日 令和8年6月13日

盛岡家庭裁判所遠野支部

令和7年（家）第20034号

栃木県佐野市高砂町1番地

申立人 佐野市長 金子 裕

本籍栃木県佐野市高山町1774番地、最後の住所栃木県佐野市上台町2019番地、死亡の場所栃木県佐野市、死亡年月日推定令和7年1月1日、出生の場所群馬県邑楽郡佐貫村、出生年月日昭和27年12月4日、職業不明

被相続人 亡福地 健司

事務所栃木県足利市通3丁目2589番地 足利織物会館3階 林法律事務所

相続財産清算人 弁護士 林 康太郎

催告期間満了日 令和8年6月12日

宇都宮家庭裁判所足利支部

令和7年（家）第20115号

千葉県千葉市花見川区西小中台2番5号

申立人 団地管理組合法人西小中台住宅

本籍静岡県伊東市荻578番地248、最後の住所群馬県前橋市元総社町1609番地 あすなろ元総社、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和元年9月17日、出生の場所群馬県吾妻郡長野原町、出生年月日昭和15年3月25日、職業不詳

被相続人 亡山崎 悅夫

群馬県前橋市大手町3-1-10 群馬県教育会館1階大塚・谷田法律事務所

相続財産清算人 谷田 良

催告期間満了日 令和8年6月15日

前橋家庭裁判所

令和7年（家）第20102号

群馬県渋川市北橘町分郷八崎193番地1

申立人 大矢 和則

本籍群馬県富岡市七日市1047番地、最後の住所群馬県高崎市乗附町2650番地友貴園、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和7年7月19日、出生の場所茨城県真壁郡嘉田生崎村、出生年月日昭和20年4月12日、職業無職

被相続人 亡堀 正璋

群馬県高崎市問屋町2-1-2 TWINS OZONE 201 高野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高野 鉄平

催告期間満了日 令和8年6月16日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年（家）第10265号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍埼玉県川越市むさし野南20番地17、最後の住所埼玉県川越市むさし野南20番地17、死亡の場所埼玉県日高市、死亡年月日令和5年3月2日、出生の場所福島県田村郡都路村、出生年月日昭和24年5月11日、職業不明

被相続人 亡渡辺新太郎

事務所埼玉県川越市仙波町1丁目5番地44

桑原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 桑原 昌宏

催告期間満了日 令和8年6月18日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年（家）第395号

埼玉県東松山市大字松山2298番地1

申立人 蓮見 陽一

本籍埼玉県東松山市箭弓町3丁目5680番地3、最後の住所埼玉県東松山市神明町1丁目6番23号、死亡の場所埼玉県東松山市、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所東京府東京市大森区、出生年月日昭和17年1月14日、職業無職

被相続人 亡蓮見 邦子

事務所埼玉県東松山市箭弓町2丁目13番6号 横本ビル2階 山下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山下三佐子

催告期間満了日 令和8年6月26日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年（家）第30339号

東京都葛飾区堀切7丁目26番7号

申立人 久保 弥生

本籍千葉県千葉市花見川区花園3丁目66番地、最後の住所千葉市花見川区花園2丁目14番28号検見川ヨーボラス702号、死亡の場所千葉県千葉市美浜区、死亡年月日令和7年8月5日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和40年12月21日、職業無職

被相続人 亡永山 秀和

事務所千葉市中央区中央3丁目4番8号 コーナースビル3階 鈴木牧子法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中溝 明子 催告期間満了日 令和8年6月15日 千葉家庭裁判所

令和7年（家）第495号

岐阜市神田町8丁目26番地

申立人 株式会社十六銀行

本籍岐阜県岐阜市若宮町9丁目13番地、最後の住所岐阜市大洞柏台2丁目11番地、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和7年4月18日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和29年1月31日、職業会社役員

被相続人 亡山本 雅彦

事務所岐阜市京町1-9-1 山崎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山崎 則和

催告期間満了日 令和8年6月12日

岐阜家庭裁判所

令和7年（家）第549号

岐阜市薮田南5丁目14番53号

申立人 岐阜県信用保証協会

本籍岐阜県岐阜市溝旗町1丁目14番地、最後の住所岐阜県羽島郡岐南町下印食3丁目3番地 シャンボール岐南1B号室、死亡の場所岐阜県羽島郡岐南町、死亡年月日令和7年3月31日頃、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和20年3月19日、職業不明

被相続人 亡谷澤 廣藏

事務所岐阜市鷹見町13 丹下ビル2階 弁護士法人さわやか法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 直実

催告期間満了日 令和8年6月12日

岐阜家庭裁判所

令和7年（家）第782号

愛知県刈谷市相生町2丁目11番地

申立人 佐藤 雅之

本籍愛知県安城市福金町蔵前114番地、最後の住所愛知県安城市福金町蔵前114番地、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日推定令和7年3月16日、出生の場所愛知県碧海郡安城町、出生年月日昭和23年2月8日、職業パート

被相続人 亡佐藤 隆夫

愛知県安城市御幸本町11番27号 第2大嶽ビル3階 弁護士法人碧総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本多 朱里

催告期間満了日 令和8年6月19日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第1332・1888号
京都市左京区下鴨貴船町28番地
申立人 桑室 順成
愛知県豊田市寿町7丁目73番地 ライオンズガーデン豊田寿町304号
申立人 野田 千尋
本籍京都市左京区淨土寺西田町13番地、最後の住所京都市左京区淨土寺東田町57番地の1、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日昭和61年1月24日、出生の場所不明、出生年月日大正9年9月10日、職業無職
被相続人 亡 大西 和子
事務所京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町120番地 田辺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田辺 保雄
催告期間満了日 令和8年6月18日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第70218号
兵庫県赤穂市西有年2997番地200
申立人 康乘 清子
本籍兵庫県赤穂郡上郡町船坂610番地1、最後の住所兵庫県赤穂郡上郡町船坂610番地1、死亡の場所兵庫県赤穂郡上郡町、死亡年月日令和7年8月26日、出生の場所兵庫県赤穂郡船坂村、出生年月日昭和8年3月19日、職業無職
被相続人 亡 大鳥 幸二
事務所兵庫県姫路市北条口2丁目63番地谷林一憲法律事務所
相続財産清算人 弁護士 谷林 一憲
催告期間満了日 令和8年6月19日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第20127号
栃木県栃木市柳橋町3番22号
申立人 合同会社OWL Tochigi
本籍栃木県日光市土沢1966番地7、最後の住所栃木県日光市土沢1966番地7、死亡の場所栃木県日光市、死亡年月日令和7年6月13日、出生の場所栃木県日光市、出生年月日昭和31年10月21日、職業無職
被相続人 亡 君島 誠
栃木県宇都宮市滝谷町11-14弁護士法人佐藤貞夫法律事務所
相続財産清算人 弁護士 杉田 明子
催告期間満了日 令和8年6月13日
宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第595号
埼玉県秩父市大宮5809番地
申立人 有限会社成幸機
本籍埼玉県秩父郡皆野町2492番地、最後の住所埼玉県秩父郡皆野町2492番地、死亡の場所埼玉県秩父郡皆野町、死亡年月日大正15年11月15日、出生の場所埼玉県秩父郡皆野町、出生年月日明治38年5月19日、職業不詳
被相続人 亡 山口 泰蔵
埼玉県秩父市上町2丁目12番4号 クレール上町1階 101号室 島田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 島田 浩幸
催告期間満了日 令和8年6月12日
さいたま家庭裁判所秩父支部

令和7年(家)第91号
長野県飯田市大久保町2534番地
申立人 飯田市長
本籍長野県飯田市龍江7829番地内八号1、最後の住所長野県下伊那郡阿南町富草4347番地21阿南富草寮、死亡の場所長野県下伊那郡阿南町、死亡年月日令和7年1月27日、出生の場所長野県下伊那郡龍江村、出生年月日昭和36年3月6日、職業無職
被相続人 亡 藤本 芳春
長野県下伊那郡高森町下市田326番地1ダイナテナント3階しもいな法律事務所
相続財産清算人 弁護士 元島 亮典
催告期間満了日 令和8年6月12日
長野家庭裁判所飯田支部

令和7年(家)第533号
岐阜市向加野2丁目33番地6
申立人 北野 協子
本籍岐阜県岐阜市向加野2丁目19番、最後の住所岐阜市向加野2丁目19番29号、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和6年10月11日、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和19年12月2日、職業不明
被相続人 亡 櫻井 邦昭
事務所岐阜市端詰町55 オフィスI・O・P2階 毛利法律事務所
相続財産清算人 弁護士 横井 健
催告期間満了日 令和8年6月15日
岐阜家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第40031号

札幌市北区北8条西3丁目32番地ディーグラフォート札幌ステーションタワー3203号

申立人 西浦 拓

本籍北海道雨竜郡沼田町旭町3丁目4番、最後の住所北海道美唄市東7条南2丁目1番2号、死亡の場所北海道美唄市、死亡年月日平成29年8月12日、出生の場所北海道雨竜郡深川町、出生年月日昭和37年9月17日、職業無職

被相続人 亡 西浦 克之

催告期間満了日 令和8年6月12日
札幌家庭裁判所岩見沢支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第46号

札幌市南区真駒内本町1丁目1番1号

申立人 札幌碎石共販協同組合

代表者代理理事 宮本 博功

権利を争う旨の申述の終期 令和8年3月11日

令和7年11月20日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BW74197

金額 2,616,750円

支払期日 令和7年11月15日

支払地 東京都千代田区

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行本店

振出日 令和7年9月16日

振出地 東京都港区

振出人 世紀東急工業株式会社 取締役社長 平 喜一

受取人 共同企業体札幌西アスコン

裏書人 共同企業体札幌西アスコン 代表者 世紀東急工業株式会社北海道支店 支店長 豊田 公之

被裏書人 札幌碎石共販協同組合

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第44号

大阪市中央区淡路町4丁目2番13号

申立人 サカタインクス株式会社

代表者代表取締役 上野 吉昭

権利を争う旨の申述の終期 令和8年3月11日

令和7年11月20日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 AA541223

金額 7,236,791円

支払期日 令和7年10月31日

支払地 東京都港区

支払場所 株式会社きらぼし銀行本店

振出日 令和7年8月31日

振出地 東京都江東区

振出人 株式会社きかんし 代表取締役社長 宿利 秀海

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することができます。

高知県安芸郡安田町大字安田1716番地9

申立人 長町 爾

権利の届出の終期 令和8年2月20日

令和7年11月20日 安芸簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 安芸郡安田町安田字堀川裾1716番9

宅地 48.59平方メートル

(2)登記年月日番号 高知地方方法務局安芸支局昭和31年4月11日受付第541号
(3)登記した権利の内容

登記の目的 貸借権設定

原因 昭和31年4月10日設定

借賃 1坪1月30円

支払期 每月末日

存続期間 10年

特約 譲渡、転貸ができる

賃借権者 大阪市住吉区浜口西一丁目4番地 森 清志

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第31号

兵庫県西宮市名塩南台4丁目17番6号

申立人 森下 愛子

本籍高知県土佐清水市越191番地1、最後の住所高知県土佐清水市寿町5番9号

不在者 安岡啓四郎

昭和17年8月18日生

届出期間満了日 令和8年1月30日

高知家庭裁判所中村支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかつたので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第2号

北海道茅部郡森町字常盤町171番地の9

申立人 有限会社三上製材所

代表者代表取締役 三上 貴司

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月17日

令和7年11月18日 室蘭簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 HA36693

金額 196,443円

支払期日 令和7年6月30日

支払地 北海道登別市

支払場所 株式会社北海道銀行登別支店

振出日 令和7年2月25日

振出地 白地

振出入 株式会社上田商会 代表取締役 上田

朗大

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第1号

香川県丸亀市土器町東8丁目537番地1

申立人 四国化成建材株式会社

代表者代表取締役 真鍋 宣訓

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月17日

令和7年11月18日 丸亀簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BA22819

金額 484,297円

支払期日 令和7年9月5日

支払地 香川県丸亀市

支払場所 株式会社香川銀行郡家支店

振出日 令和7年5月20日

振出地 香川県丸亀市

振出入 四國グリーン産業株式会社 代表取締役 松本 真弓

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第2号

香川県丸亀市土器町東8丁目537番地1

申立人 四国化成建材株式会社

代表取締役 真鍋 宣訓

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月14日

令和7年11月18日 熊本簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 TH20063

金額 438,361円

支払人 株式会社河北本店

支払期日 令和7年8月1日

支払地 熊本県熊本市

支払場所 株式会社福岡銀行熊本営業部

振出日 令和7年5月20日

振出地 白地

振出入 白地

引受人 株式会社河北本店 代表取締役 小山 太郎

受取人 申立人

最終所持人 申立人

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかつたので、前記権利は失権する。

令和7年(へ)第2号

福井県敦賀市栄新町1番12号

申立人 谷口 拓哉

権利の届出の終期 令和7年10月31日

令和7年11月4日 敦賀簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地

所在 敦賀市栄新町

地番 1番5

地目 宅地

地積 751.83平方メートル

(2)登記年月日番号 福井地方法務局敦賀支局明治42年2月10日受付第545号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定仮登記

原因 明治42年2月10日付敦賀区裁判所の仮処分命令により

目的 建物所有

範囲 換地のうち(り)東側間口2間奥行7間2分14坪5合

地代 1年1坪につき金16銭

支払期 每年6月12月

権利者 敦賀郡敦賀町浪花74番地

岩岡 みつ

令和7年(へ)第3号

福井県敦賀市栄新町1番12号

申立人 谷口 拓哉

権利の届出の終期 令和7年10月31日

令和7年11月4日 敦賀簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地

所在 敦賀市栄新町

地番 1番5

地目 宅地

地積 751.83平方メートル

(2)登記年月日番号 福井地方法務局敦賀支局明治42年1月12日受付第108号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定仮登記

原因 明治42年1月12日付敦賀区裁判所の仮処分命令により

目的 建物所有

範囲 換地のうち(へ)東側間口2間奥行7間2分14坪5合

地代 1年1坪につき金20銭

支払期 每年6月12月

権利者 敦賀郡敦賀町浪花54番地

吹唐 キク

破産手続における保全管理命令

令和7年(フ)第285号

福岡県久留米市北野町高良1526番地

債務者 株式会社サンコーテック

1 主文 破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に關し、保全管理人による管理を命ずる。

2 保全管理人 弁護士 富永孝太朗

令和7年11月20日

福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第55号

兵庫県洲本市栄町2丁目1番22号

債務者 有限会社ツーリスト洲本

代表者代表取締役 戸田 仲俊

1 決定年月日時 令和7年11月26日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 芝崎 准一

4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午後1時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(フ)第541号

新潟市中央区弁天橋通1丁目31番30号

債務者 コーエイ印刷株式会社

代表者代表取締役 横木 正幸

1 決定年月日時 令和7年11月27日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 内山 晶

4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前10時

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第148号 鳥取県米子市富益町3614番地 債務者 日本エスタ株式会社 代表者代表取締役 木村 優司 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 足立 珠希 4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前11時40分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 鳥取地方裁判所米子支部 令和7年(フ)第912号 神戸市垂水区青山台2丁目1番10-205号 債務者 株式会社A'needs Inter ior 代表者代表取締役 古野真紀子 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大槻 倫子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時40分 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第269号 長崎県長崎市清水町5番38号、旧住所長崎県長崎市目覚町5番23号 債務者 株式会社HOGUSU 代表者代表取締役 小楠 遼太 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 篤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 長崎地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第2535号 名古屋市中村区塩池町1丁目4番11号 ハーモニーテラス塩池町202号 債務者 株式会社EXTSPACE 代表者代表取締役 向井 秀成	1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田原宏之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2536号 名古屋市中村区塩池町1丁目4番11号 ハーモニーテラス塩池町202号 債務者 株式会社ライフパートナーズ 代表者代表取締役 向井 秀成 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田原宏之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2537号 東京都千代田区外神田6丁目9番8号 債務者 株式会社IBIS 代表者代表取締役 向井 秀成 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田原宏之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第887号 神戸市灘区永手町5丁目7番8号 債務者 エステスペース株式会社 代表者代表取締役 中田 靖雄 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上入佐輝史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時30分 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第888号 神戸市東灘区向洋町中2丁目1番地215号棟126号室 債務者 株式会社MGO 代表者代表取締役 中田 靖雄 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上入佐輝史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時30分 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第889号 神戸市灘区森後町3丁目2番5号 債務者 有限会社龍華堂 代表者代表取締役 中田 靖雄 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上入佐輝史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時30分 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第1157号 京都市左京区上高野東氷室町6番地4 債務者 有限会社プラスホーム 代表者代表取締役 濑尾 晃 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤尾 啓太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第896号 広島市西区庚午南2丁目36-25 債務者 株式会社Bridge 代表者代表取締役 高島 尚大 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大橋 弘美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後1時30分 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第424号 沖縄県那霸市繁多川2丁目7番6号 債務者 合同会社福祉アグリ 代表者代表社員 仲宗根加代子 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西端 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時 那霸地方裁判所民事第3部 令和7年(フ)第2434号 横浜市港南区大久保3-5-18コーポラスN II101 債務者 株式会社愛貴建設 代表者代表取締役 茂木 貴也 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇野真由美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第5361号 大阪市東成区神路3丁目4番6号 債務者 株式会社カズマ 代表者代表取締役 木本 清一 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 康貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第8432号 千葉県松戸市稔台7丁目2-17 1階、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区中葛西8丁目21番18号 丸銀ビル1階 債務者 株式会社ワントップ 代表者代表取締役 中村光太郎 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木 茂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第8433号 千葉県松戸市稔台7丁目2-17 1階、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区中葛西8丁目21番18号 丸銀ビル1階 債務者 株式会社カラダスイッチ医学研究所 代表者代表取締役 中村光太郎 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木 茂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
--	--

<p>令和7年(フ)第760号 埼玉県川越市砂新田2丁目4番地6 (アサヒテナントビル205号室)、商業登記簿上の本店所在地埼玉県入間郡三芳町大字藤久保526番地7A-606号 傾務者 株式会社偕成ハイテック 代表者代表取締役 彦田 敏明 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立花ほの佳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時30分 さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生 英右 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時10分 福井地方裁判所民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 秀繁 4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第321号 岡山県倉敷市福井293番地3 傾務者 藤原 一政 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田 恒子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第836号 埼玉県川越市鷺2572番地2-603 傾務者 Nexting株式会社 代表者代表取締役 小川幸之助 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 拓耶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時50分 さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月26日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠塚 祐子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時15分 名古屋地方裁判所一宮支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城田 孝子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第361号 神奈川県伊勢原市笠置243番地の1 フォーベル鶴巣102号 傾務者 中田 悠太 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城田 孝子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第1907号 横浜市保土ヶ谷区今井町420番地 傾務者 ユニオンテック有限会社 代表者代表取締役 金子 順一 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒江 卓郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒木 永子 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 富雄 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p>	<p>令和7年(フ)第635号 神奈川県愛甲郡愛川町半原4362番地の6 傾務者 前田 富雄 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 進藤 亮 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>
<p>令和7年(フ)第303号 愛知県一宮市富塚字西長篠42番地 傾務者 株式会社ミチシル 代表者代表取締役 木村 学 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 典行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時15分 名古屋地方裁判所一宮支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 弘末 和也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 函館地方裁判所</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 志田 祐義 4 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 富山地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第45号 千葉県君津市北子安3丁目14番17号 101 傾務者 峰山 尚明 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 瀬田 和俊 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 松山地方裁判所西条支部</p>
<p>令和7年(フ)第293号 富山県南砺市井波561-6 傾務者 オーE一ム株式会社 代表者代表取締役 中川由美子</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 早川 彰記 愛知県半田市本町4丁目22番地</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹中 大樹 4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 千葉地方裁判所木更津支部</p>	<p>令和7年(フ)第192号 千葉県木更津市大久保4丁目10番2号 傾務者 稲垣 貴康 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹中 大樹 4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 千葉地方裁判所木更津支部</p>

令和7年(フ)第1790号	千葉県市原市東五所17番地7 コーポサンエコー101号 債務者 楠原 進 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 隼哉 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1917号	千葉市花見川区幕張町5丁目417番地222 幕張グリーンハイツ515号 債務者 吉村 幸司 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸島 一浩 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日前10時20分 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第2774号	名古屋市港区小賀須4丁目439番地 債務者 牛丸 謙 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇佐美芳樹 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日前10時50分 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第300号	青森市緑1丁目20番地1 シティハイムエスティトⅢ201号、旧住所青森市合浦2丁目8番24号 債務者 吉町 満子 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 乙山 直美

令和7年(フ)第360号	盛岡市山岸1丁目10番45-205号、前住所盛岡市大沢川原2丁目6番16-606号 債務者 平野 喜直 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石橋 乙秀 4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第647号	神奈川県平塚市紅谷町8番16-604号 サニープラザ平塚 債務者 渡辺 典彦 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 露木 誠也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日前10時20分 6 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第1158号	京都市左京区岩倉花園町284番地1 ウイングプラザ284 302 債務者 濑尾 晃 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤尾 啓太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日前10時40分 6 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1885号	千葉県船橋市藤原6丁目19番11号 サンガーデン藤原B-103号 債務者 永井 雄一 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹村 一成 4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1830号	千葉県浦安市堀江1丁目16番15号 コーポミカサ(202) 債務者 宮川 良一 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市川 剛 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1925号	千葉県市原市君塚5丁目25番地12 コモンシティG206号 債務者 花田 祐志 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永濱 迅人 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1842号	千葉県船橋市印内町612番地 プルミエール西船106号 債務者 為藤アキト 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 樋口 貴之 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第160号
 新潟県魚沼市下島70番地1
 債務者 翁張 徹
 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 金子 直樹
 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月29日午前10時50分
 6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで
 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第62号
 岩手県九戸郡野田村大字野田第34地割58番地
 債務者 中野 幹男
 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 作山 直輝
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月23日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月17日午後1時45分
 6 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
 盛岡地方裁判所二戸支部
令和7年(フ)第727号
 静岡市駿河区古宿18番地
 債務者 石川 由信
 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 古澤 一樹
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月26日午前11時
 6 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで
 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第91号
 大分県宇佐市安心院町下毛1866番地の1、前
 住住所大阪府寝屋川市黒原新町9番13-734号
 債務者 生野 直史
 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 貞永 憲佑
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日午前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
 大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第2050号
 東京都日野市日野本町2丁目16番地の29ク
 レール日野204
 債務者 島 歩向
 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 下川 慶子
 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月28日午前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第2504号
 神奈川県藤沢市用田559番地の5
 債務者 三浦 沙織(旧姓犬伏)
 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 飯島 倫子
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月4日午前11時20分
 6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1914号
 東京都三鷹市中原3-12-4-506、住民票
 上の住所神奈川県横浜市神奈川区子安通1丁
 目2番地14スパシエベルタ横浜704号
 債務者 芳賀 勇輝
 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 鬼島 佑太
 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月3日午前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第201号
 千葉県銚子市東芝町9番地の13
 債務者 川口 和子
 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 淳 弘美
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月4日午前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第531号
 新潟市南区犬鳴新田620番地
 債務者 加納 孝夫
 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小淵真理子
 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時20分
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
 7 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第130号
 山口市秋穂西10311番地19、前住所山口県下
 関市豊田町大字矢田252番地1
 債務者 松田 諭子
 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 猪俣 俊雄
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午後2時30分
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
 7 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
 山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1095号
 広島市西区三篠町1丁目10番6-701号
 債務者 脇坂 誠
 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 半澤 茜
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
 7 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
 広島地方裁判所民事第4部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ) 第2047号

名古屋市北区天道町5丁目1番地 県営辻町住宅4街区6棟304号

債務者 久野 孝子

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2155号

愛知県小牧市大字小牧原新田1682番地1 落合ペルコートB棟207号

債務者 能勢理恵子

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2156号

愛知県小牧市大字小牧原新田1682番地1 落合ペルコートB棟207号

債務者 能勢 桃子

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2362号

名古屋市緑区東神の倉1丁目1906番地 ディアコート203号

債務者 黒木 夕聖

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2491号

名古屋市守山区桔梗平2丁目2301番地 レオパレスセンチュリー103号

債務者 伊藤 光一

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2532号

名古屋市中区千代田4丁目11番7号 ホワイトハウス8D号

債務者 近藤 正之

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2568号

名古屋市西区江向町5丁目35番地 ナインリーブス庄内通302号

債務者 高島理佐代

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2573号

愛知県あま市木田東11番地

債務者 浅井 伸次

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2596号

名古屋市中川区吉津5丁目701番地 富田荘702号

債務者 川瀬 貴士

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2625号

名古屋市港区木場町2番地の8 ニューコーポ名南一番館1004号

債務者 小笠原理奈

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2643号

名古屋市西区南川町197番地の1 エルナード南川102号

債務者 笹木さやか(旧姓井戸)

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2655号

名古屋市中川区千音寺5丁目1036番地 千音寺荘8棟606号

債務者 近藤 真生

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2677号

名古屋市東区東大曾根町47番26号 サンハイツ大曾根302号

債務者 河江 弘朋

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2683号

名古屋市中村区稲葉地町2丁目115番地の2 セゾンのぞみ、従前の住所名古屋市中川区中島新町1丁目709番地 ハイツサンローラン201号

債務者 篠原 満彦

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2695号

愛知県小牧市大字入鹿出新田874番地 ナーシングホーム寿々 小牧

債務者 岩木 総美

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2725号

名古屋市名東区藤が丘162番地 藤ヶ丘団地4棟1005号、従前の住所名古屋市中区新栄3丁目20番27号 アクシオス千種1707号

債務者 山田 和美

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2732号 名古屋市港区いろは町3丁目8番地 新いろは荘1棟206号 債務者 岩田安里沙（旧姓星野） 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ)第300号 岡山県倉敷市大内1212番地 エルグランディールⅡ 102 債務者 福田 慎（旧姓本行） 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第328号 岡山県倉敷市中島2064番地202 債務者 内海 愛（旧姓山本） 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第369号 岡山県倉敷市昭和1丁目3番8号 サンシャイン22 203号室、転居前の住所岡山県岡山市北区奥田西町5番14号 第1レジデンス204号室 債務者 坪井レイナ 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2739号 名古屋市南区菊住2丁目8番26号 グランティック・ノーブル新瑞橋202号 債務者 梅木 里実 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第693号 埼玉県ふじみ野市駒西3丁目8番14号 グランレーブ203号 債務者 佐々木春菜（旧姓朝海） 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ)第867号 埼玉県狭山市大字水野447番地の1 月見野ハイツ207 債務者 瀬島千津子 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部			
令和7年(フ)第2760号 名古屋市東区矢田1丁目21番8号 アーバンドエル大曾根東303号 債務者 田部 一也 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第817号 埼玉県川越市大字寺尾938番地14 債務者 岡田 久子 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第870号 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷60番地1 ヒルトップガーデンⅠ102号 債務者 三上富美男 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部			
令和7年(フ)第2764号 名古屋市守山区御膳洞1002番地 債務者 ペットブリード憩いの森こと 加藤雅紀 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第853号 埼玉県川越市大字砂新田410番地15 債務者 沖本 純子 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第873号 埼玉県日高市武蔵台2丁目11番5号、前住所 東京都府中市押立町4丁目34番地の34 サンレジデンス303 債務者 鈴木 透 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部			
令和7年(フ)第2764号 名古屋市守山区御膳洞1002番地 債務者 ペットブリード憩いの森こと 加藤雅紀 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第863号 埼玉県ふじみ野市上福岡1丁目11番11号 アーバンフューチャー602、前住所埼玉県桶川市東1丁目10番22号 レストンB-203号 債務者 伏見 直都 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第874号 埼玉県日高市武蔵台2丁目11番5号、前住所 東京都府中市押立町4丁目34番地の34 サンレジデンス303 債務者 鈴木 円香 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部			
令和7年(フ)第283号 愛知県一宮市西五城字用水東22番地 債務者 福田 幸一	令和7年(フ)第1929号 さいたま市見沼区大和田町1丁目2123番地1 債務者 富永媛敬こと 夫 媛敬 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係			

令和7年(フ)第887号 埼玉県坂戸市につさい花みず木3丁目23番地18 債務者 加地 靖夫 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第888号 埼玉県狭山市広瀬3丁目3番8-201号 債務者 山後アリソンこと ヤマゴ アリソン デラ トレ 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第889号 埼玉県富士見東みづほ台1丁目7番地13 田中ハイツ101 債務者 松井 純一 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年11月20日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第903号 埼玉県狭山市大字下奥富886番地の17 渡邊方 債務者 福士亜希子 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第908号 埼玉県富士見市渡戸3丁目4番15号 債務者 長澤 敏之	1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第877号 埼玉県所沢市大字下新井1274番地の21 債務者 橋間 大吉 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第880号 埼玉県狭山市柏原1636番地の1 債務者 武田 俊実 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第881号 埼玉県川越市石原町2丁目11番地2 (アネックスフジ105号室) 債務者 山田 浩也 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第919号 埼玉県鶴ヶ島市脚折町2丁目1番1-202号 グランドシティ 債務者 鈴木 清 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第604号 相模原市南区南台2丁目9番16号 フラツツ 相模原404 債務者 長野 幸太

1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第612号 相模原市南区下溝102番地7 債務者 服部みゆき (旧姓北村) 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第613号 相模原市南区下溝102番地7 債務者 北村 汐織 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第646号 相模原市南区御園3丁目16番11号 債務者 長谷川弘実 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第286号 愛知県丹羽郡大口町垣田8番地 県営大口住宅19棟302号 債務者 社本 剛 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第604号 相模原市南区南台2丁目9番16号 フラツツ 相模原404 債務者 長野 幸太

破産手続終結 令和7年(フ)第65号 千葉県八街市八街ほ945番地 破産者 池田産業株式会社 1 決定年月日 令和7年11月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年(フ)第612号 相模原市南区下溝102番地7 債務者 服部みゆき (旧姓北村) 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第613号 相模原市南区下溝102番地7 債務者 北村 汐織 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第646号 相模原市南区御園3丁目16番11号 債務者 長谷川弘実 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第286号 愛知県丹羽郡大口町垣田8番地 県営大口住宅19棟302号 債務者 社本 剛 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第604号 相模原市南区南台2丁目9番16号 フラツツ 相模原404 債務者 長野 幸太

令和6年(フ)第90号 福島市西中央4丁目25番地 破産者 有限会社吾妻印刷 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第2118号 埼玉県新座市野火止8丁目14番29号 破産者 株式会社伸光堂西部販売 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第229号 福井県坂井市丸岡町南横地第2号28番地8 破産者 株式会社イトー企画 1 決定年月日 令和7年11月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第613号 相模原市南区下溝102番地7 債務者 北村 汐織 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第646号 相模原市南区御園3丁目16番11号 債務者 長谷川弘実 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第239号 福井県越前市京町1丁目4番34号 破産者 株式会社神崎家 1 決定年月日 令和7年11月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第95号 (最後の住所) 北海道室蘭市寿町3丁目7番地の地先 破産者 亡中村嘉孝相続財産 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第585号 岡山市北区錦町3番4号 破産者 株式会社g l a n c e 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1016号 神戸市長田区西丸山町2丁目7番20号 破産者 有限会社ジーテック 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第16号 長崎県大村市古賀島町525番4 破産者 株式会社シノダ不動産 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第325号 北海道空知郡上富良野町東町4丁目1番33号 破産者 有限会社丸ワ渡辺商店 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第16号 長崎県大村市古賀島町525番4 破産者 株式会社シノダ不動産 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第16号 長崎県大村市古賀島町525番4 破産者 株式会社シノダ不動産 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第16号 長崎県大村市古賀島町525番4 破産者 株式会社シノダ不動産 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和7年(フ) 第830号 神奈川県鎌倉市今泉台3-1-9 破産者 有限会社アネラ 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ) 第214号 富山県滑川市領家町5番地1 破産者 大橋 央 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部
令和6年(フ) 第206号 富山県滑川市大崎野317番地 破産者 株式会社大昇 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所大村支部破産係	令和7年(フ) 第33号 長崎県諫早市幸町18番18号 田井原荘2-3号 破産者 津村 偵一 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部
横浜地方裁判所第3民事部	横浜地方裁判所第3民事部	横浜地方裁判所第3民事部	横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ) 第206号 富山県滑川市大崎野317番地 破産者 株式会社大昇 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所大村支部破産係	令和7年(フ) 第8号 愛媛県今治市大西町新町甲725番地1 コーポゆき 102号室、前住所愛媛県今治市大西町紺原甲507番地5 破産者 秋山 志麻 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所今治支部
富山地方裁判所民事部	富山地方裁判所民事部	富山地方裁判所民事部	富山地方裁判所民事部
破産手続終結及び免責許可決定			破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和7年(フ) 第261号 札幌市清田区北野3条5丁目7番8号 破産者 澤井 泰孝 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	愛知県あま市上萱津西ノ川8番地 医療法人和合会 好生館病院、住民票上の住所愛知県愛西市佐屋町新田26番地 破産者 吉川 智子 法定代表人成年後見人 宮本 英行 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	愛知県あま市上萱津西ノ川8番地 医療法人和合会 好生館病院、住民票上の住所愛知県愛西市佐屋町新田26番地 破産者 吉川 智子 法定代表人成年後見人 宮本 英行 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ) 第121号 大阪府大阪市住吉区殿辻2丁目2番27-302号 マンション55、破産手続開始決定時の住所大阪府阪南市鳥取977番地の7 破産者 草竹 光男 1 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで 2 一般調査期日 令和8年2月16日午後1時30分 令和7年11月25日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ) 第326号 北海道旭川市東光2条7丁目1番4号 F.R.E E D O M S T A G E 1 破産者 三浦 雅美 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地 破産者 新家 艶子 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地 破産者 新家 艶子 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ) 第654号 横浜市磯子区中原2丁目8番29号 破産者 野本 和宏 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ) 第326号 北海道旭川市東光2条7丁目1番4号 F.R.E E D O M S T A G E 1 破産者 三浦 雅美 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地 破産者 新家 艶子 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地 破産者 新家 艶子 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ) 第831号 神奈川県鎌倉市今泉台3丁目1番9号 破産者 鈴木 健司 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ) 第340号 北海道旭川市忠和5条4丁目9番18号 グランデ忠和A105号室 破産者 森本 賢 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。	高知市桟橋通3丁目26番16号、開始決定時の住所高知市桟橋通3丁目26番20号 破産者 田所 成實 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。	高知市桟橋通3丁目26番16号、開始決定時の住所高知市桟橋通3丁目26番20号 破産者 田所 成實 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手續を終結する。	令和7年(フ) 第1695号 名古屋市東区東桜2丁目9番16号 レジデンス高岳101号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市東区東桜2丁目9番16号 破産者 株式会社Y.A 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 2 一般調査期日 令和8年2月18日午後2時20分 令和7年11月26日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第160号 兵庫県明石市太寺天王町2835番地の17 破産者 山口 竜矢 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 2 一般調査期日 令和8年1月27日午前11時50分 令和7年11月26日 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第1146号 大阪市浪速区元町2-11-14MAビル3階 破産者 株式会社アヴェイル 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 2 一般調査期日 令和8年2月26日午後2時30分 令和7年11月27日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第127号 福島県伊達郡国見町大字藤田字藤田二1番地 2定住促進住宅2-204号 破産者 佐々木 勉 1 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 2 一般調査期日 令和8年3月4日午前10時30分 令和7年11月26日 福島地方裁判所
令和7年(フ)第37号 神戸市北区日の峰5丁目14番地 ルネ神戸北町1-1306号、開始決定時の住所神戸市北区大原1丁目6番地の9 破産者 炭火地鶏作こと 久保 正明 1 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 2 一般調査期日 令和8年2月10日午前10時35分 令和7年11月25日 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第38号 北海道小樽市花園5丁目8番9号 長谷川アパート201号室 破産者 成田 泰江(旧姓眞後) 1 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 2 一般調査期日 令和8年2月26日午前11時 令和7年11月25日 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第170号 群馬県前橋市敷島町240番地75 破産者 株式会社アクティブデイズ 1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 2 一般調査期日 令和8年2月19日午前10時 令和7年11月26日 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第261号 愛知県豊田市駒場町西27番地 破産者 神谷 淳二 1 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで 2 一般調査期日 令和8年3月24日午後1時35分 令和7年11月27日 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第365号 宮崎市大字芳士985番地1 フラワーマン ション花ヶ島4番館503号 破産者 的場 龍二 異議申述期間 令和8年1月8日まで 令和7年11月27日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第218号 千葉県成田市加良部4丁目25番地1(1棟315号) 破産者 大坪 嘉美 異議申述期間 令和8年1月16日まで 令和7年11月21日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(フ)第286号 大阪府茨木市中河原町4番1号 破産者 茨木高槻交通株式会社 異議申述期間 令和8年1月21日まで 令和7年11月26日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第383号 大阪市淀川区塚本2丁目23番6号 シャンク レール塚本駅前 406号 破産者 村中 マキ 異議申述期間 令和8年1月21日まで 令和7年11月26日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1209号 千葉県市原市五井5058番地1 ライトコア北宿102 破産者 藤巻 美羽(旧姓阿久津) 異議申述期間 令和8年1月23日まで 令和7年11月27日 千葉地方裁判所民事部第4部破産再生係

特別清算開始
令和7年(ヒ)第23号 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4627番地2 清算株式会社 株式会社やまみず 代表清算人 若林 定之 1 決定年月日 令和7年11月20日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。 さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(ヒ)第9号 新潟県長岡市川崎町2303番地56 清算株式会社 西宮内管財株式会社 代表清算人 神田 玲子 1 決定年月日 令和7年11月21日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。 新潟地方裁判所長岡支部
令和7年(ヒ)第5号 大分市王子南町9番5号 清算株式会社 光吉クリーン環境株式会社 代表清算人 日名子章治 1 決定年月日 令和7年11月21日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。 大分地方裁判所民事第1部
特別清算終結
令和7年(ヒ)第1号 新潟市中央区上所1丁目1番24号 Nビル4階 とやの総合法律事務所内 清算株式会社 とやの清算株式会社 1 決定年月日 令和7年11月21日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(ヒ)第101号 本店所在地 高知県高知市春野町西諸木986番地 清算株式会社 春野管理株式会社 1 決定年月日 令和7年11月21日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 高知地方裁判所民事部
令和7年(ヒ)第101号 鹿児島県奄美市名瀬大字浦上1288番地133 清算株式会社 株式会社名瀬管理 1 決定年月日 令和7年11月19日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算協定認可
令和7年(ヒ)第2045号 東京都新宿区新宿4丁目3番15号レイフラット新宿B棟 清算株式会社 パールプラス山梨株式会社 代表清算人 宮島 渉 1 決定年月日 令和7年11月21日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定債権のうち、令和7年8月17日(特別清算開始決定日の前日)までの原因に基づいて生じた債権(以下「弁済対象債権」という。)の3.799745%の金員(1円未満は切捨て)について、本協定認可決定確定日から1か月以内に弁済する。 2 前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は各協定債権者の負担とする。 3 各協定債権者は、第1項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。 4 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、各協定債権者が第3項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。 5 特別清算開始決定日以後、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。 (別紙省略)
以上 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第8号
堺市北区長曾根町3035番地25
清算株式会社 株式会社アマミ
代表清算人 竹 匠
1 決定年月日 令和7年11月21日
2 主文 本件協定を認可する。

協定

- 1 本協定における協定債権者は、別表記載の22名である。
 - 2 清算株式会社は、令和7年8月28日現在、各協定債権者に対して、別表の債権額欄記載のとおりの支払義務があることを確認する。
 - 3 各協定債権者は、清算株式会社と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和6年6月6日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、別表の債権額（元本及び利息・遅延損害金等その名目を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。
 - 4 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を再生計画に基づき弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
 - 5 各協定債権者が協定債権を被担保債権として、竹匠（協定債権者22）に対して有する連帶保証債権については、本協定の成立をもっても消滅しないものとし、竹匠はこれを承諾する。
- （別表省略）

以上

大阪地方裁判所堺支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第79号
栃木県宇都宮市駒生町1360番地1 めぞん山口1202
再生債務者 地齋 輝昭
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月14日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第76号
栃木県鹿沼市上南摩町239番地2
再生債務者 駒場 勇也（旧姓篠崎）
1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月14日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第77号
埼玉県吉川市木壳1丁目9番地17 グリーンシティ702-101号
再生債務者 高橋 敏明
1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月13日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第65号
埼玉県所沢市東所沢3丁目11番地の47
再生債務者 伊藤 信久
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月13日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第63号
千葉県佐倉市井野1467番地6
再生債務者 荒井 優子
1 決定年月日時 令和7年11月26日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月14日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第66号
兵庫県尼崎市東難波町1丁目1番4-516号
再生債務者 南野友紀子
1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月7日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第74号
兵庫県西宮市津門西口町9番24-103号
再生債務者 高橋 克彦
1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月7日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第28号
青森県上北郡七戸町字森ノ上135番地14
再生債務者 立崎由姫子
1 決定年月日時 令和7年11月27日午後1時30分
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第3号
福井県福井市門前2丁目614 レグノア門前C号室
再生債務者 吉永 奈央
1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月25日から令和8年1月5日まで

松山地方裁判所大洲支部

令和7年(再イ)第53号
岩手県滝沢市鶴石留38番地6
再生債務者 永田 裕子
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第110号
仙台市泉区松森字鹿島50番地の59
再生債務者 八巻 豊浩

1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第132号
仙台市青葉区鷺ヶ森2丁目8番6号
再生債務者 原子 豊
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第336号
東京都豊島区高松2-22-9-103
再生債務者 阿部 晃
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第57号
相模原市南区上鶴間本町3丁目6番16-308号
再生債務者 彌吉 健太
1 決定年月日時 令和7年11月25日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第59号
相模原市南区大野台1丁目16-2-1
再生債務者 四十井健介
1 決定年月日時 令和7年11月25日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第18号 長野県諫訪市小和田16番6号 再生債務者 藤森 隆之 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで 長野地方裁判所諫訪支部	3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月21日まで 仙台地方裁判所石巻支部再生係 令和7年(再イ)第527号 東京都江戸川区西小岩1-3-11-501 再生債務者 堀部真理子 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月28日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第18号 山形県天童市芳賀タウン北3丁目4番20号 再生債務者 片倉 裕太 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月22日まで 山形地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第22号 山形県村山市大字長善寺39番地 再生債務者 後藤 利美 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月15日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係 令和7年(再イ)第34号 高知市東石立町11番地14 再生債務者 松岡 宏佳 1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月15日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係 令和7年(再イ)第36号 佐賀市新生町5番73号 再生債務者 佐野 辰夫 1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月15日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(再イ)第48号 佐賀県多久市南多久町大字長尾3905番地1 再生債務者 岸川 正美 1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月15日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 小規模個人再生による書面決議に付する決定
令和7年(再イ)第136号 兵庫県三木市大村1074番地の384 再生債務者 永代 佳享 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年(再イ)第152号 神戸市中央区旗塚通1丁目6番17号 カサ春日野道403 再生債務者 宮當絵理香 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年(再イ)第52号 盛岡市上田4丁目8番8号 再生債務者 高橋 芳子 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月21日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(再イ)第17号 宮城県石巻市茜平5丁目2番地21 再生債務者 大橋 幸浩 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年(再イ)第83号 堺市中区小阪359番地9 6棟606号 再生債務者 別註家具屋こと 平川 哲也 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月14日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和7年(再イ)第16号 兵庫県たつの市新宮町鍛冶屋53番地1 再生債務者 寺本 昌直 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月14日まで 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係 令和7年(再イ)第51号 鹿児島市小野2丁目10番24号 ピューハイツ小野105号 再生債務者 弓場 幸子 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年(再イ)第35号 茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘6丁目17番地19 再生債務者 濱田 順子 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月29日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 令和7年(再イ)第135号 東京都日野市平山6丁目4番地の25 再生債務者 渡辺 秀樹 1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(再イ)第39号 徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の西57番地1 レオパレスモレミ鳴門205号 再生債務者 小谷 歩 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
令和7年(再イ)第253号 東京都日野市百草357-5 再生債務者 佐藤 幸一 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月12日まで 令和7年11月25日 東京地方裁判所民事第20部		

令和7年（再イ）第284号 東京都足立区梅島1-15-15-508 再生債務者 佐藤繪理奈 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月25日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第138号 千葉市花見川区朝日ヶ丘4丁目20番45号 再生債務者 平山 悠輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月26日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第299号 東京都足立区栗原3-24-1-206 再生債務者 山口 大介 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月26日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第48号 神奈川県座間市入谷西5丁目48番5-403号 座間入谷ハイツ 再生債務者 大塚 広貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年（再イ）第328号 東京都武藏野市吉祥寺南町3-26-15 再生債務者 稲ヶ部隼人 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月25日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第142号 千葉県市原市うるいど南2丁目10番地14 再生債務者 松井 優友 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月26日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第341号 東京都葛飾区水元3-15-8-103 再生債務者 田口 裕太 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月26日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第47号 千葉県白井市南山1丁目9番8棟403号 再生債務者 河野 洋子 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年（再イ）第346号 東京都練馬区練馬3-2-5-719（住民票 上の住所）埼玉県比企郡滑川町大字月輪978- 50 再生債務者 大友 慎史 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月25日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第257号 神奈川県横浜市中区立野36-11 再生債務者 中津川大輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月26日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第381号 東京都中野区中央1-16-5-105 再生債務者 清水 隆生 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月26日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第7号 長野県北佐久郡御代田町大字草越1191番地 109 再生債務者 山田 勝紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 長野地方裁判所佐久支部
令和7年（再イ）第353号 東京都世田谷区代田5-29-6-301 再生債務者 森 裕治 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月25日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第271号 東京都台東区下谷1-1-10-401 再生債務者 清水 美咲 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月26日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第93号 埼玉県志木市中宗岡2丁目8番25号 フォー シーズンズH-1号 再生債務者 鈴木 実 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第29号 岐阜県羽島市福寿町浅平2丁目36番地1 再生債務者 高橋 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 長野地方裁判所佐久支部
令和7年（再イ）第133号 千葉市稻毛区作草部町1260番地1 ドメイン 西千葉502号 再生債務者 塚本 功 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月26日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第274号 東京都足立区大谷田4-13-5-403 再生債務者 中嶋 優樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月26日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第100号 さいたま市中央区上落合8丁目12番 25- 201号 再生債務者 野上 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 16日まで 令和7年11月25日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第64号 静岡市葵区津渡野271番地 再生債務者 市川 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第105号 愛知県北名古屋市九之坪山63番地2 再生債務者 西野 公啓 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第118号 愛知県知多市日長字高峰1番地の37 再生債務者 中馬 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第214号 名古屋市千種区観月町1丁目68番地 エミネ ンス覚王山406号 再生債務者 山下 敦史 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第31号 盛岡市三本柳4地割5番地2 セーフティハウス103号 再生債務者 和野 勉 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(再イ)第39号 千葉県成田市並木町21番地25 再生債務者 湯浅 一弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年(再イ)第49号 千葉県白井市復1142番地の17 プランシエ・ フルール106号 再生債務者 功刀 裕友 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(再イ)第39号 相模原市南区相模台3丁目12番18号 再生債務者 有野 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 横浜地方裁判所相模原支部 令和7年(再イ)第15号 岐阜県中津川市駒場777番地の11 再生債務者 山下真由美 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 岐阜地方裁判所多治見支部 令和7年(再イ)第72号 静岡市駿河区登呂1丁目18番18号 再生債務者 杉山 修二 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第31号 静岡県沼津市原町1丁目9番地の7 再生債務者 木内 淑文 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(再イ)第44号 愛知県安城市桜井町下谷101番地1 再生債務者 佐藤 信胤 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 名古屋地方裁判所岡崎支部 令和7年(再イ)第30号 佐賀市諸富町大字徳富1056番地15 再生債務者 吉田 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(再イ)第4号 富山県魚津市大光寺370番地5、(前住所) 富 山県魚津市大光寺507番地 再生債務者 大村 朋実 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年11月26日 富山地方裁判所魚津支部 令和7年(再イ)第72号 大阪府泉大津市松之浜町1丁目3番7—2号 再生債務者 谷口 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年11月25日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年(再イ)第1号 島根県隠岐郡隠岐の島町有木山崎18番地 再生債務者 繁浪 只男 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年11月25日 松江地方裁判所西郷支部破産・再生係 令和7年(再イ)第11号 福島県会津若松市和田1丁目1番21号 再生債務者 箱崎 徳子	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 24日まで 令和7年11月26日 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係 令和7年(再イ)第37号 福井県越前市日野美2丁目35番地 タウニー 日野美201 再生債務者 森田 吉雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 24日まで 令和7年11月26日 福井地方裁判所 令和7年(再イ)第411号 大阪市生野区新今里3丁目2番26号 R i t z S Q U A R E M a m a i s o n 103号 再生債務者 康原真穂こと 康 真穂 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 24日まで 令和7年11月26日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(再イ)第59号 大阪府富田林市錦織南1丁目25番3号 (207) 再生債務者 遠藤 雄介 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 24日まで 令和7年11月26日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和7年(再イ)第66号 大阪府羽曳野市野々上3丁目492番地の11、 (営業所) 大阪府松原市天美南3-14-11大 和川マンション108 再生債務者 花串ひら井こと 平井 保 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 24日まで 令和7年11月26日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
--	--	--	--

令和7年（再イ）第13号 北海道小樽市朝里2丁目5番5号 再生債務者 阿部 卓 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 25日まで 令和7年11月27日 札幌地方裁判所小樽支部	令和7年（再イ）第30号 山口県下関市彦島江の浦町8丁目3番26号 再生債務者 原田 真稔 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 長崎地方裁判所下關支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 長崎地方裁判所民事部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 25日まで 令和7年11月27日 高知地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第14号 北海道苦小牧市春日町3丁目2番13号 再生債務者 森山 実香 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 25日まで 令和7年11月27日 札幌地方裁判所苦小牧支部	令和7年（再イ）第36号 長崎県長崎市三川町685番地9 再生債務者 吉原 広介 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 長崎地方裁判所民事部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 24日まで 令和7年11月26日 高知地方裁判所民事部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 25日まで 令和7年11月27日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第11号 大津市国分1丁目41番13号 再生債務者 野口菜奈美（旧姓福丸） 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 25日まで 令和7年11月27日 大津地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第12号 鳥取県鳥取市幸町39番地17 再生債務者 秋穂 新 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 鳥取地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 25日まで 令和7年11月27日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和3年（再イ）第2号 富山県魚津市吉島654番地14 再生債務者 八木 謙介 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和4年1月5日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。 令和7年11月26日 富山地方裁判所魚津支部
令和6年（再イ）第118号 京都府宇治市大久保町旦椋14番地の67 再生債務者 ユタカ建材こと 西前 豊 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年11月27日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第25号 徳島県徳島市名東町2丁目339番地の1 シャーメゾンツインズA棟101 再生債務者 福川 棟也 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 徳島地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 25日まで 令和7年11月27日 高知地方裁判所民事部個人再生係	令和6年（再イ）第49号 沖縄県浦添市当山2丁目40番6-5号 仲村 渠アパート 301 再生債務者 黒島 琴 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年11月26日 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年（再イ）第53号 岡山市東区東平島1580番地3 再生債務者 國米 康治 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月26日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第35号 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷23番地7 再生債務者 倉永 洋希	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 25日まで 令和7年11月27日 高知地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第22号 徳島県徳島市富田橋8丁目9番地の1 サン ライト富田橋 701 再生債務者 立見 雅昭 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年11月27日 徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再口)第15号

埼玉県上尾市向山4丁目3番地20 コートアヴェニュー105

再生債務者 黒澤 勇太

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで

4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月13日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再口)第23号

大阪府枚方市楠葉面取町1丁目22番2-107号

再生債務者 山根 一真

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月14日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再口)第5号

静岡県磐田市上岡田994番地13

再生債務者 八木 輝流

- 1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月19日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再口)第2号

熊本県八代市黄金町18番地1

再生債務者 瀧本 花菜

- 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月15日まで

熊本地方裁判所八代支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第7号

広島市中区舟入幸町18番15-301号

再生債務者 谷末 和也

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月7日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年12月25日まで
令和7年11月27日

広島地方裁判所民事第4部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再口)第10024号

東京都台東区松が谷4-3-11-401

再生債務者 三輪 哲也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年11月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年11月26日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第2号

広島県福山市伊勢丘3丁目10番98号

再生債務者 右手 正照

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年11月27日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をする

ことについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第35号

東京都港区芝2丁目12番13号ASITIS芝ビル201

申立人 合同会社B I O POWER JAPAN3

住所・居所 不明

別紙物件目録表示の不動産の亡藤原弥五郎の共有持分を有する所在等不明共有者 藤原 実と
届出期間満了日 令和8年3月19日

令和7年11月20日 金沢地方裁判所輪島支部

(別紙) 物件目録

所在 凰珠郡能登町字瑞穂フ字

地番 3番2

地目 原野

地積 3950平方メートル

所在等不明共有者の持分 20分の1

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることになります。

令和7年(チ)第12号

熊本県荒尾市桜山町2丁目18番地101号桜山団地市営住宅E棟1739号

申立人 原 室幸

住所・居所 不明

(最後の住所) 福島県いわき市内郷御厩町四丁目71番地第10月見荘A12

所在等不明共有者 鈴木 実

(登記名義人亡鈴木高明の相続人)

届出期間満了日 令和8年3月19日

令和7年11月21日 熊本地方裁判所玉名支部

(別紙) 物件目録

1 所在 荒尾市川登字本谷

地番 2131番31

地目 宅地

地積 190.27平方メートル

2 所在 荒尾市川登字本谷

地番 2131番32

地目 畑

地積 1575平方メートル

(上記土地につき登記名義人亡鈴木高明の共有持分 102分の11)

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第5号

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

申立人 敦賀市長 米澤 光治

(亡宮下九二三の最後の住所) 福井県敦賀市港町6番2号

所有者 亡宮下九二三相続財産

届出期間満了日 令和8年1月16日

令和7年11月21日 福井地方裁判所敦賀支部

(別紙) 物件目録

1 所在 敦賀市港町

地番 6番2

地目 宅地

地積 184.35平方メートル

2 所在 敦賀市港町

地番 6番22

地目 宅地

地積 52.63平方メートル

3 所在 敦賀市港町6番地2

家屋番号 6番2

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 94.57平方メートル

2階 56.62平方メートル

令和7年(子)第7号	大阪府岸和田市岸町7番1号 申立人 岸和田市長 佐野 英利 (亡藤井英一の最後の住所) 大阪府岸和田市 池尻町722番地の29 所有者 亡藤井英一相続財産 届出期間満了日 令和8年1月21日 令和7年11月21日	(別紙) 物件目録 所在 広島市安佐南区大塚東2丁目 地番 乙325番 (甲) 税理士法人エヌネットワークス 地目 茅地位 地積 6.61平方メートル
令和7年(子)第5号	福岡県福岡市東区箱崎5丁目11-7-106 申立人 小西 涼子 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 福岡県柳川市大字弥四郎71番地 所有者 中島虎太郎 地番 722番29 地目 山林 地積 185平方メートル 所在地 岸和田市池尻町722番地29 家屋番号 722番29 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 47.10平方メートル	令和7年(子)第5号 申立人 小西 涼子 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 福岡県柳川市大字弥四郎71番地 所有者 中島虎太郎 地番 722番29 地目 山林 地積 185平方メートル 所在地 岸和田市池尻町722番地29 家屋番号 722番29 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 47.10平方メートル
令和7年(子)第10号	三重県四日市市鶴の森1丁目12番8号 申立人 株式会社クラシイ 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 四日市市小生町591番地 所有者 山北二三男 届出期間満了日 令和8年1月21日 (別紙) 物件目録 所在地 四日市市小生町字堂谷 地番 565番 地目 畑 地積 95平方メートル	令和7年(子)第10号 申立人 株式会社クラシイ 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 四日市市小生町591番地 所有者 山北二三男 届出期間満了日 令和8年1月21日 (別紙) 物件目録 所在地 四日市市小生町字堂谷 地番 565番 地目 畑 地積 95平方メートル
令和7年(子)第17号	広島市安佐南区伴中央5丁目2番14号 申立人 株式会社不動研 住所・居所 不明 所有者 菊田新左工門 届出期間満了日 令和8年1月21日 申立人 令和7年11月21日	令和7年(子)第17号 申立人 株式会社不動研 住所・居所 不明 所有者 菊田新左工門 届出期間満了日 令和8年1月21日 申立人 令和7年11月21日

令和7年11月五日	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	左記会社は、吸收分割して甲は乙が負担する貸金返還債務及び乙が保有する甲株式全てを除く、乙の事業に関する資産、債務及び権利義務の全部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しておつまわ。また、甲は乙の全株式を所有してこすのど、乙の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号	(甲) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和7年7月15日 掲載頁 一一〇頁 (号外第一六二回)	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和7年7月15日 掲載頁 八十三頁 (号外第一六二回)	(N) 揭載 官報 掲載の日付 令和7年7月10日 掲載頁 六十三頁 (号外第一五九号)	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
東京都千代田区麹町三丁目三番地四	(甲) 株式会社ディー・エル・イー 代表取締役 小野 亮 (N) 株式会社DLEキヤピタル 代表取締役 植木 隆太	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年11月五日	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
東京都中央区日本橋浜町三丁目三番一號	(甲) クレハサービス株式会社 代表取締役 小山 正泰 (N) 株式会社クレハ分析センター 代表取締役 小山 正泰	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) https://avexx.com/jpja/public/ koukoku/group/	令和7年11月五日	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
東京都港区三田一丁目四番一号	(甲) 株式会社aZCOR分割準備会社 代表取締役 前野 展啓 (N) 株式会社aZCHOR 代表取締役 前野 展啓	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
東京都港区三田一丁目四番一号	(甲) 株式会社aZCOR分割準備会社 代表取締役 前野 展啓 (N) 株式会社aZCHOR 代表取締役 前野 展啓	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
東京都文京区本郷二丁目一六番二三号	当社は、新設分割により新設するUMIベンチャーズ株式会社(住所東京都中央区築地一丁目一二番二二号)に対して当社のベンチャーキャピタル事業に関する権利義務を承継させるにいたしましたので公告します。	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 日本パルスマモータース株式会社 代表取締役 増田 松敏	当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十七日に予定しております。	この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
東京都文京区本郷二丁目一六番二三号	この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(N) NPMホールディングス株式会社 代表取締役 橋立 弘紀	当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十七日に予定しております。	左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。
掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和六年十一月十九日 掲載頁 二頁	この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月五日	左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。	左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。
東京都中央区築地一丁目一一番二二号 ヨーバーサルマテリアルズインキヨグ ター株式会社 代表取締役 木場 祥介	?page_id=2051 https://www.kureha-bunseki.co.jp/company/koukoku.html	左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

千葉県流山市おおたかの森北三丁目三九番

地の六ラ・シェール二〇三

代表社員 岩佐 由佳
合同会社 Val es

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第一ビル一二一一二

TATEYAKU 合同会社
代表社員 楠 幸憲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月五日

THE WHY HOW DO COM
PANY 株式会社
代表取締役社長 亀田 信吾

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済です。

令和七年十二月五日

東京都新宿区愛住町二一番地
THE WHY HOW DO COM
PANY 株式会社
代表取締役社長 亀田 信吾

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月五日

THE WHY HOW DO COM
PANY 株式会社
代表取締役社長 亀田 信吾

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

効力発生日は令和八年一月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社計画推進とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

東京都新宿区早稲田鶴巻町五七〇

代表社員 星野 浩二
合同会社計画推進

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。本組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

福岡県福岡市博多区奈良屋町七番四号

合同会社ちきゅうの恵
代表社員 辻 正敬

資本金の額の減少公告

当組合は、令和七年十一月十五日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

令和七年十二月五日

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

効力発生日は令和八年四月一日です。

令和七年十二月五日

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千三百五十六万七千六百円、資本準備金の額を一億三千三百五十六万七千六百円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。そのため、

株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

VORT 秋葉原IV二F

Moff Bear 合同会社
代表社員 大谷根智人

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号

代表社員 鎌田 正彦

東京都渋谷区恵比寿南二丁目一七番三号

合同会社KMP
代表社員 鎌田 正彦

東京都渋谷区恵比寿南二丁目一七番三号

基準日設定につき通知公告
 当社は、令和七年十二月二十五日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公表します。

令和七年十二月五日
 大阪市住之江区南港中一丁目一番六七号
 代表取締役 アチハ株式会社 阿知波孝明

定款変更につき通知公告
 当社は、令和七年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年十二月五日
 東京都中央区日本橋三丁目八番五号
 代表取締役 松浪 幸夫

定款変更につき通知公告
 当社は、令和七年十二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年十二月五日
 長野県南佐久郡小海町大字小海四三九番地
 代表取締役 新津 悟

株式移転につき株券等提出公告
 全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月十六日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月五日
 島根県松江市西嫁島二丁目八番二三号
 株式会社コダマサイエンス
 代表取締役 別祖 一樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
 当社の全ての日本における代表者である野澤裕一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日
 東京都千代田区有楽町一丁目七番一号
 HD HYUNDAI XITESOL UTION株式会社
 日本における代表者 ジヨン・スンヒヨ
限定承認公告
 本籍愛知県海部郡大治町大字東條字砂島一六番地一、最後の住所愛知県海部郡大治町大字北間島字藤田七二番地の一ハイツ藤田二C
 被相続人 死亡三輪登代子
 右被相続人は令和七年八月七日死亡し、その相続人は令和七年十一月十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月五日
 愛知県名古屋市中村区岩塚町一丁目八〇番地
 相続財産清算人 三輪 政義
限定承認公告
 本籍三重県鈴鹿市矢橋一丁目五七八番地、最後の住所三重県四日市市ときわ三丁目一一番一〇号
 被相続人 死亡菅瀬 一輝
 右被相続人は令和五年十月三十一日死亡し、その相続人は令和七年十一月二十五日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月五日
 三重県鈴鹿市三宅町二四〇七番地の二
 相続財産管理人 菅瀬 嘉男

令和七年十二月五日
 東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
 DREAMプライベートリート投資法人
 執行役員 萬野 雅史
投資主総会基準日設定公告
 令和八年一月二十日に開催する投資主総会において権利行使することができる投資主を確定するため、令和七年十二月二十二日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利行使することができる投資主といたします。

令和七年十二月五日
 東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
 DREAMプライベートリート投資法人
 執行役員 萬野 雅史
投資主総会基準日設定公告
 令和八年一月二十日に開催する投資主総会において権利行使することができる投資主を確定するため、令和七年十二月二十二日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利行使することができる投資主といたします。

令和七年十二月五日
 東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
 DREAMホスピタリティリート投資法人
 執行役員 神出創太郎
債権申出の公告
 当社は、平成二十一年十月三十日付で破産手続終結決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年五月九日に千葉地方裁判所一宮支部（令和七年（七）第二号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日
 三重県四日市市鵜の森一丁目七番一〇号
 S A Y ビル二階 四日市法律事務所
 右代理人弁護士 奥谷 浩

外国人会社の全ての日本における代表者の退任公告
 本籍長崎県諫早市多良見町市布一八五番地、最後の住所本籍に同じ
 James Johnston&Co. of Elgin Limited
 日本における代表者 野澤 裕一
外回国会社の全ての日本における代表者の退任公告
 当社の全ての日本における代表者であるジヨン・スンヒヨが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日
 東京都千代田区有楽町一丁目七番一号
 HD HYUNDAI XITESOL
 UTION株式会社
 日本における代表者 ジヨン・スンヒヨ
限定承認公告
 本籍愛知県海部郡大治町大字東條字砂島一六番地一、最後の住所愛知県海部郡大治町大字北間島字藤田七二番地の一ハイツ藤田二C
 被相続人 死亡三輪登代子
 右被相続人は令和七年十月七日死亡し、その相続人は令和七年十一月十七日長崎家庭裁判所諫早張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月五日
 長崎県諫早市多良見町市布一八五番地
 相続財産清算人 前田多佳子
投資主総会基準日設定公告
 令和八年一月二十日に開催する投資主総会において権利行使することができる投資主を確定するため、令和七年十二月二十二日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利行使することができる投資主といたします。

令和七年十二月五日
 長野県木曾郡上松町大字荻原一〇三九番地
 木曾建設産業株式会社
 債権申出先 長野県木曾郡木曾町福島五三
 清算人 樋秋 浩二
 九二 右清算人代理人弁護士 門田 雅也
訂正公告
 令和七年十二月一日（号外第二六三号）掲載の解散公告中、会社名「木曾建設産業有限会社」とあるは、「木曾建設産業株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月五日
 長野県木曾郡上松町大字荻原一〇三九番地
 木曾建設産業株式会社
 債権申出先 長野県木曾郡木曾町福島五三
 清算人 樋秋 浩二
 九二 右清算人代理人弁護士 門田 雅也
訂正公告
 令和七年十二月一日（号外第二百五十四号）掲載の公告中、会社名「木曾建設産業有限会社」とあるは、「木曾建設産業株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月五日
 長野県木曾郡上松町大字荻原一〇三九番地
 木曾建設産業株式会社
 債権申出先 長野県木曾郡木曾町福島五三
 清算人 樋秋 浩二
 九二 右清算人代理人弁護士 門田 雅也
訂正公告
 令和七年十一月十九日（号外第二百五十四号）掲載の公告中、会社名「木曾建設産業有限会社」とあるは、「木曾建設産業株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月五日
 長野県木曾郡上松町大字荻原一〇三九番地
 木曾建設産業株式会社
 債権申出先 長野県木曾郡木曾町福島五三
 清算人 樋秋 浩二
 九二 右清算人代理人弁護士 門田 雅也
訂正公告
 令和七年十一月十九日（号外第二百五十四号）掲載の公告中、会社名「木曾建設産業有限会社」とあるは、「木曾建設産業株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月五日
 千葉県茂原市高師町三丁目一二番地の六
 篠崎不動産株式会社
 代表清算人 神定 大
 施工事務所